

岐阜県矢作川漁業協同組合・矢作川漁業協同組合
内共第49号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県矢作川漁業協同組合・矢作川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第49号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 全川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から12月31日までは、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣）によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。ただし、友釣についてはリールの使用は禁止とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日以降組合が定めて公示する日から12月31日まで

あまご	3月1日から9月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
矢作川、矢作ダムえん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流400メートルの区域	1月1日から12月31日まで
矢作川、矢作第2ダムえん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流200メートルの区域	1月1日から12月31日まで

(釣り専用区)

第6条 次の表のア欄の区域において、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の遊具・漁法で遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 遊 具・漁 法
根羽川押山発電所放水口から下流大川橋まで	あゆ解禁の日から9月15日まで	友釣
明智川の愛知県と岐阜県境より下流寿橋まで	組合が定めて公表する期間	友釣

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が18歳以下のときは無料、75歳以上の者又は心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持

者) のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

1 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	2,000円	12,000円	1,000円
あまご、うなぎ、 (以下「雑魚」 という。	手釣・竿釣	1,000円	4,000円	500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日釣	年釣
あゆ	肢体不自由者(4級以上)の方 75歳以上の方	1,000円	6,000円
	18歳以下	無料	無料
雑魚	肢体不自由者(4級以上)の方 75歳以上の方	500円	2,000円
	18歳以下	無料	無料

3 遊漁料は組合が指定する販売所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者

- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条だい3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。